市立川西病院の管理運営業務に係る仕様書

川西市 医療法人 協和会

市立川西病院の管理運営業務に係る仕様書

1. 指定管理者が行う管理運営業務の範囲

- (1)市立病院における診療及び検診に関する業務
 - ア 診療等に関する業務

市立病院が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務 (診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付会計 等すべての業務)

- (ア)基本的医療機能
 - a 急性期を中心とした第二次医療機能を提供すること。
 - b 市民ニーズや他の医療機関との役割分担を踏まえた特色ある医療を実施すること。

(イ)診療科

a 現行科目の維持に努めること。

内科(消化器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科)・小児科・外科・ 緩和ケア外科・整形外科・産婦人科・耳鼻いんこう科・眼科・ひ尿器科・ 麻酔科・放射線科・リハビリテーション科・病理診断科 消化器内視鏡センター・生活習慣病センター・乳腺センター

- (ウ)外来診療体制
 - a 各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮すること。
 - b 市民の医療需要に対応した専門外来等を実施すること。
- (工)入院診療体制
 - a 原則引き続き在院を希望する入院患者を引き継ぐこと。

(オ)看護

- a 患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
- b 原則現状の看護配置を維持すること。
- c 看護基準・手順が定められていること。
- d 体系的な継続教育を行うこと。
- e 夜勤勤務時間については、看護師等の確保を促進するための措置に関する 基本的な指針(平成4年文部省・厚生省・労働省告示第1号)に準じるもの とする。
- イ 政策的医療
 - (ア)救急医療
 - (イ)小児医療
 - (ウ) 周産期医療
- ウ 地域医療全体の質の向上に向けた役割
 - (ア)医療における安全管理
 - a 安全管理に基づく医療の提供

医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供すること。

b 院内感染対策

感染対策マニュアルを策定し、標準予防策を実施すること。

- (イ)医療倫理に基づく医療の提供
 - a 患者中心の医療を行うこと。
 - b 患者の請求に応じてカルテを開示すること。
 - c 倫理委員会を設置すること。
- (ウ)地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取り組み
 - a 地域医療連携室を引き続き運営すること。
 - b 患者や市民への地域医療に対する啓発活動、情報提供活動等、地域医療全体 の質を向上させる取組みを行うこと。
 - c 地域の医療従事者を対象とした研修会等を実施し、地域の医療の質の向上 に努めること。
- (エ)医療データベースの構築と情報提供
- (オ)市民参加の推進
 - a 医療情報、経営情報等の情報公開の推進を図ること。
 - b 病院ホームページの開設、広報誌の発行など病院広報やアンケートなどの 広聴を積極的に行うこと。
- エ 福祉との連携
 - (ア)介護保険事業に協力すること。
 - a 介護老人保健施設、介護老人福祉施設の協力病院となること。
 - b 市の高齢福祉担当及び居宅介護支援事業所との連携を図ること。
- オ 患者及び来院者へのサービス
 - (ア)指定管理者は、患者及び来院者へのサービスを提供すること。
- (2)市立病院の利用に係る料金に関する業務
 - ア 利用料金の収受

市立病院の利用に係る料金は、指定管理者の収入として収受すること。

イ 利用料金の額

市立病院の利用に係る料金の額は、病院使用条例に定める範囲内において、指定管理者が市の承認を得て定めること。

- ウ 利用料金の納付
 - (ア)特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。
 - (イ)利用料金を納付させる場合は、その内容を明らかにし、利用者等に対して説明責任を負担すること。
- (3) 手数料の徴収に関する業務
 - ア 手数料の収受

診断書、証明書等の交付手数料は市の収入となるため、指定管理者が代行して徴収

すること。なお、徴収に係る委託料として、徴収した手数料に相当する額を指定管理者に交付する。

イ 手数料の額

手数料の額は、病院使用条例に定める額とする。

(4)建物、設備、器具等の維持管理に関する業務

- ア 施設及び設備の維持管理
 - (ア)指定管理者は、病院の施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、医療等の 提供が円滑に行われるように、施設及び設備の日常点検、保守及び法定点検の 保守管理業務を行うこと。
 - (イ)施設等の維持管理の基準は、必要に応じて別に定める。

イ 清掃業務

- (ア)良好な衛生環境、美観の維持を心掛け、公共施設としての快適な空間を保つ ために必要な清掃業務を実施すること。
- (イ)日常清掃の頻度等その内容については、指定管理者が施設の使用頻度等に応じて、適切に行うこと。
- (ウ)定期清掃は、日常清掃では実施しにくい清掃等を確実に行うため、指定管理 者が施設の使用頻度等に応じて行うこと。

ウ 物品の管理

- (ア)物品については、備品台帳を作成し、適切な管理を行うこと。
- (イ)市が所有する医療機器及び備品が本来の使用目的に供することができなくなったと認められるとき、又は亡失があったときは、直ちに市に報告すること。
- (ウ)市の所有に係る備品の廃棄について、その旨を市に報告すること。
- (エ)指定管理期間終了時には、備品台帳を市へ提出すること。指定期間中に市が 必要と認めた場合も同様とする。

(5)利用者に対する物品の販売又はサービスの提供

入院・外来患者及びその他の来院者の利便性向上のため、売店その他の施設、設備を 設置運営すること。第三者に設置運営させる場合は、基本協定書第14条(再委託の 禁止)の手続に準じ、市の承認を受けること。

(6)その他市又は指定管理者が必要と認める業務

ア 管理運営に付随する業務

管理運営に付随する次の業務を適切に実施すること。

- (ア)病院運営に係る法令に基づく主務官庁への申請・届出
- (イ)病院運営に係る周辺住民等の苦情、紛争の処理
- (ウ)病院運営に係る廃棄物の処理
- (エ)患者アンケートの実施

イ 市の事業への協力

市の事業において市立病院の協力を必要とする場合は、指定管理者は、可能な限り

協力に努めること。この場合における市の負担は、協議により定める。

ウ 新病院建設

市立病院の建物老朽化の状況等を踏まえ、指定期間中に移転建替えを行う構想があり、指定管理者は新病院の設計及び建設に全面的に協力すること。

工 緊急時業務

川西市地域防災計画、川西市水防計画、川西市国民保護計画、新型インフルエンザ 対策等における市立病院の役割を担うこと。

オ その他業務

市立病院において必要と認められる業務については、今後市と指定管理者が協議の上、実施するものとする。

2.管理の基準

(1)診療日・診療時間等

ア 診療日・診療時間等 診療日:月曜日から金曜日まで

診療時間:午前9時00分から午後5時00分まで 受付時間:午前8時30分から午前11時30分まで

イ 休診日

(ア)日曜日及び土曜日

- (イ)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

市と指定管理者は、協議の上、診療日、診療時間、受付時間及び休診日を変更できるものとする。

(2)環境への配慮

指定管理者は、本業務の遂行にあたって地球温暖化防止等環境に配慮すること。

(3)バリアフリーへの配慮

指定管理者は、施設内のバリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示板等に配慮すること。

(4)帳簿の記帳

指定管理者は、市立病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については7年間保存すること。また、これらの書類について市が閲覧を求めた場合は、これに応じること。

(5)文書管理

指定管理者は、本業務に係る文書を適正に管理し、当該文書の検索に必要な資料として文書目録を作成し、川西市情報公開条例に基づき一般の利用に供するとともに、毎

年度終了後、市に提出すること。

指定管理者は、指定期間終了後、本業務に係る文書を市又は市が指定する者に引き継 ぐこと。

3.職員の処遇について

(1)再就職を希望する職員の受入れ

市立病院を退職し、引き続き再就職を希望する職員を採用することを前提とする。また、職員の処遇等については、今後別途協議するものとする。

(2)研修等

医師、看護職員、医療技術職員等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備すること。

(3)子育て支援制度

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に取り組み、子育て支援制度を整備すること。

(4)福利厚生施設

看護師寮及び医師住宅、院内保育園については、現行の規程等に準じた施設を継続すること。なお、新病院建設後も職員の福利厚生のための施設を整備すること。

(5)その他

市立川西病院看護職員修学資金貸与規程(平成18年病院事業管理規程第6号)による借受人を原則採用すること。また、指定期間開始後も当該規程に準じた制度を継続すること。

4.法人格の変更について

新病院開設後、5年以内に永続性・公益性の高い法人格(社会医療法人)への移行を進めること。

5. その他特記事項

(1)仕様書の改定

市及び指定管理者は、病院の管理運営に関する状況の変化その他の事情があるときは、協議によりこの仕様書を改定することができる。なお、新病院開設時は、市と指定管理者が協議の上、この仕様書を改定するものとする。

平成30年4月3日

川西市中央町12番1号 川西市 川西市長 大塩 民生

川西市中央町 1 6 番 5 号 医療法人 協和会 理事長 北 川 透